

## 経営事項審査の審査項目及び基準等の改正について (令和5年1月1日以降の申請)

令和5年1月1日以降の申請から経営事項審査における社会性等（W）の評価項目が次のとおり追加されます。

### 1. ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況（W1-9）

「女性活躍推進法に基づく認定」、「次世代法に基づく認定」及び「若者雇用促進法に基づく認定」について、審査基準日における各認定の取得をもって、以下の評点で評価します。

認定の区分		配点
女性活躍推進法に基づく認定	プラチナえるぼし	5
	えるぼし(第3段階)	4
	えるぼし(第2段階)	3
	えるぼし(第1段階)	2
次世代法に基づく認定	プラチナくるみん	5
	くるみん	3
	トライくるみん	3
若者雇用促進法に基づく認定	ユースエール	4

取得している認定のうち最も配点の高いものを評価（最大5点）

(例) 「プラチナえるぼし認定」「トライくるみん認定」「ユースエール認定」を取得している場合 ⇒配点の高い「プラチナえるぼし」を評価し5点

確認書類：「基準適合事業主認定通知書」「基準適合一般事業主認定通知書」等の各認定を取得していることを証する書類の写しを提出

### 2. 建設機械の保有状況（W7）

実際の災害対応において活躍しているものの、経営事項審査上は加点対象となっていない建設機械が存在していることから、加点対象建設機械を拡大します。

追加される建設機械

根拠法令	機種	検査方法
道路運送車両法	ダンプ（土砂の運搬が可能な全てのダンプ） 「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」	自動車検査
安衛法施行令	締固め用機械	特定自主検査
	解体用機械	
	高所作業車(作業床の高さ2m以上)	

確認書類：売買契約書の写し又はリース契約書の写し及び特定自主検査記録表又は自動車検査証の写しを提示

### 3. 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録状況 (W8)

環境への配慮に関する取組として、国際標準化機構が定めた規格による ISO14001 の登録状況を評価しており、環境問題への取組を適切に評価する観点から環境省が定める「エコアクション 21」の認証取得状況を加点対象に追加します。

各認証の配点

取組	認証名	配点
品質管理	ISO9001	5
環境配慮	ISO14001	5
	エコアクション 21	3

※ エコアクション 21 についても ISO9001 及び ISO14001 と同様に、認証範囲に建設業が含まれていない場合及び認証範囲が一部の支店等に限定されている場合には加点となりません。

認証の取得状況による配点表

		ISO9001 登録有	ISO9001 登録無
ISO14001 登録有	エコアクション 21 登録有	10点	5点
	エコアクション 21 登録無		
ISO14001 登録無	エコアクション 21 登録有	8点	3点
	エコアクション 21 登録無	5点	0点

確認書類：エコアクション 21 により認証されていることを証する書面の写しを提出

※ 改正内容を反映した新しい申請様式は、建設業対策室のホームページに掲載しています。

※ 新しい申請様式中「項番 5 4 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」については、令和 5 年 8 月 1 4 日以降を審査基準日とする申請で適用となりますので、適用以前に新しい申請様式で申請する場合は、「項番 5 4」に「3 (非該当)」を記載してください。

〈問い合わせ先〉

甲府市丸の内一丁目 6 番 1 号  
県土整備部 県土整備総務課  
建設業対策室 (北別館 3 階)  
TEL: 0 5 5 - 2 2 3 - 1 8 4 3